

鎌倉市

更新年月日：平成24年6月12日

ホームページ www.city.kamakura.kanagawa.jp/ 特定行政庁の設置（昭和57年）

確認申請担当課	開発許可担当課	消防担当課
都市調整部建築指導課 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 TEL：0467-23-3000 内線 2528~2532、2587 FAX：0467-23-6939	都市調整部開発審査課 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 TEL：0467-23-3000 内線 2524~2525 FAX：0467-23-6939	消防本部予防課 〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜 4-1-10 TEL：0467-25-7514 FAX：0467-25-5158

●建築指導課関連

1 建築基準法に基づく条例	神奈川県建築基準条例 斜面地等の建築物の構造の制限に関する条例 住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例		
2 定期報告対象建築物の概要	用 途	規 模	備 考
	・劇場、映画館、 演芸場、観覧場※1	100㎡超	※1 屋外観覧場は除く
	・病院	2階以上かつ 300㎡超	
	・ホテル、旅館	2階以上かつ 300㎡超	
	・下宿、共同住宅、 寄宿舎	3階以上かつ 2,000㎡超	
	・児童福祉施設等※2	2階以上かつ 300㎡超	※2 宿泊施設を備えるものに限る
	・ポーリング場、水泳場、 スポーツの練習場	1,000㎡超	
	・百貨店、マーケット、 物販店舗	500㎡超	
	・キャバレー、バー、 ナイトクラブ、 ダンスホール、料理店	300㎡超	
・事務所	5階以上かつ 1,000㎡超		

3 特定行政庁が指定する中間検査制度の概要	構造	用途等	規模等
	木造、鉄骨造、 鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造	定期報告対象建築物（上記）	（上記）
	木造（丸太組工法以外の工法に限る）又は木造と木造以外の構造を併用した構造	一戸建て住宅、住宅と他の用途を含む建築物、長屋	延べ面積50㎡を超えるもの
※ 計画通知を除く。新築工事に限る。 （注）共同住宅については建築基準法に基づき指定された、階数が3以上のものに限る			
4 積雪荷重	垂直積雪量 33cm ただし、国が定める垂直積雪量の算定方法により算定された数値が33cm未満の場合は、当該算定された数値とすることができる。		
5 法第22条の指定	全域		
6 法第43条	道路に接しない敷地に係る接道規定ただし書き許可		
7 法第52条第8項	全域適用除外		
8 法第73条	建築協定に関する協定書の縦覧		
9 日影規制	建築基準法 別表第四（に）欄 一（1低）：（一）3時間・2時間，1.5m 二（1中高・2中高）：（二）4時間・2.5時間，4m 三（1住・2住・準住・近商・準工）：（二）5時間・3時間，4m		
	日影図作成上の緯度（35°30′）経度（現地※） ※ 国土地理院の地図等に基づいて申請地の経度を採用		

10 市街化調整区域内の建築物の形態制限				
区域	容積率	建ぺい率	道路斜線	隣地斜線
風致地区	80%	40%	∠1.25	20m+∠1.25
風致地区外	100%	50%	∠1.25	20m+∠1.25

1 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）に要する協議等	
バリアフリー法にかかる協議等	特定建築物に係るバリアフリー対応の協議・認定等 一定規模以上の特別特定建築物に係るバリアフリー対応の協議

1 2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の協議等	
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例にかかる協議	対象の用途施設による

1 3 エネルギーの使用の合理化に関する法律（通称省エネ法）に要する協議等	
省エネ法にかかる協議等	一定規模以上（300 m ² 以上）の特定建築物に係る省エネルギー措置の届出

1 4 建設工事に係る資材の再資源等に関する法律（通称建設リサイクル法）の届出	
建設リサイクル法の届出	一定規模以上等（※）の解体工事・建築等に係る分別解体計画等の届出 ※①建築物の解体工事：床面積の合計が80 m ² 以上 ②建築物の新築・増築工事：床面積の合計が500 m ² 以上 ③建築物の修繕・模様替え工事：請負代金1億円以上 ④建築物以外の工作物の工事（土木工事等）：請負代金500万円以上

●鎌倉市における関連課及び許可や協議内容について

名 称	概 要
■都市計画課	
区域区分・地域地区・都市計画施設の確認	区域区分、用途地域、防火・準防火地域、風致地区、高度地区、景観地区、歴史的風土特別保存地区、都市計画道路、都市計画公園、市街地開発事業施行区域などの都市計画法による指定区域等の確認
都市計画法第 53 条第 1 項の許可申請	都市計画道路・都市計画公園等の区域又は市街地再開発事業の施行区域内における建築の許可
都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の届出	地区計画区域内の行為に対する届出
鎌倉市都市計画審議会への諮問	一定規模以上の建築行為に対する諮問
■都市調整課	
都市計画法第 32 条	開発行為に係る公共施設管理者の同意等
開発事業における手続及び基準等に関する条例	一定規模以上の開発行為又は建築行為に対する協議等 (対象) ・ <u>500㎡</u> 以上の土地に関する開発行為又は建築 ・ <u>300㎡</u> 以上 <u>500㎡</u> 未満の土地に関する区画の分割 ・ <u>300㎡</u> 以上の土地に関する特定斜面地の宅地造成又は斜面地建築物の建築（風致地区又は第一種低層住居専用地域） ・建築物の高さが <u>1.2m</u> を超えるもの又は階数が <u>4</u> 以上のものの建築等 ・葬儀場の建築 ・ワンルーム建築物の建築 ※地域、建物用途により対象、基準の内容が異なりますので、詳しくは担当課へ確認をお願いいたします。
特定土地利用における手続及び基準等に関する条例	・墓地等の設置 ・動物霊園の設置
神奈川県風致地区条例の許可申請	風致地区内の建築行為等の許可
首都圏近郊緑地保全法の届出等	近郊緑地保全区域内の建築行為等の届出
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の届出等	歴史的風土保存区域内の建築行為等の届出 歴史的風土特別保存地区内の建築行為等の許可
■開発審査課	
都市計画法第 29 条	開発行為の許可

第 37 条	開発許可を受けた開発区域内の建築制限
第 41 条	市街化調整区域内の開発許可に基づく建ぺい率等の制限
第 42 条	予定建築物以外の建築制限
第 43 条	市街化調整区域内の開発許可を受けた区域以外の建築制限
都市計画法施行規則第 60 条	この法律に適合していることの証明
宅地造成等規制法第 8 条	宅地造成工事規制区域における宅地造成工事の許可
宅地造成等規制法施行規則第 30 条	この法律に適合していることの証明
■土地利用調整課	
鎌倉市まちづくり条例	大規模土地取引行為の届出、大規模開発事業の基本事項の届出、中規模開発事業の届出
公有地の拡大の推進に関する法律	公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）に基づく届出・申出について
国土利用計画法	国土法（国土利用計画法）にもとづく土地売買等届出
■まちづくり政策課	
鎌倉市まちづくり条例	自主まちづくり計画策定地区における建築計画の誘導
■市民相談課	
鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例	紛争の予防に関する指導
■道水路管理課	
区域の決定等	公道・水路等の査定、管理（占用許可等）
狭隘道路整備	4m 未満の公道に面する敷地の道路後退部分の寄付又は買上による道路整備
■下水道河川課	
鎌倉市下水道条例	公共下水道供用区域の排水処理方法、放流接続先、施工方法等
■交通計画課	
特定土地利用における手続及び基準等に関する条例	コインパーキングの設置
■みどり課	
森林法	保安林の指定の有無 地域森林計画対象民有林における伐採等の届出
都市緑地法	特別緑地保全地区内の行為の許可
鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例	緑地保全推進地区内の建築行為等についての協議

■都市景観課	
神奈川県屋外広告物条例	屋外広告物の表示又は設置の許可
景観法	景観地区内の建築行為等の認定 景観計画区域内の建築行為等の届出※ ※地域、建物用途により対象、基準の内容が異なりますので、詳しくは担当課へ確認をお願いいたします。
鎌倉市都市景観条例	景観形成地区内の建築行為等の届出 景観重要建築物等行為届出
■神奈川県藤沢土木事務所	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内の行為の許可
■総合防災課	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域の確認
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害（特別）警戒区域等の確認
■管財課	
区域の決定等	市有地の査定等
■市民課	
鎌倉市住居表示に関する条例	住居表示地区における届出
■文化財課	
文化財保護法	史跡指定地内の現状変更許可、埋蔵文化財包蔵地内行為の届出
■青少年課	
鎌倉市パチンコ店等の建築等の規制に関する条例	パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等に係る届出・協議
■農業委員会事務局	
農地法	農地転用手続
■消防本部	
鎌倉市火災予防条例	建築に際し、建築資料提出書を消防長宛提出